

原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の結果について

(核燃料物質等の陸上輸送時災害への初動対応手順明確化を踏まえた記載内容の充実)

令和 2 年 2 月 5 日
原子力規制委員会

原子力災害対策指針の改正案について、意見募集を実施しました。
その結果につきましては、以下のとおりです。
今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- 意見募集の期間：令和元年 12 月 19 日～令和 2 年 1 月 17 日（30 日間）
- 意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX
- 意見募集の対象：原子力災害対策指針（改正案）

2. 意見募集の結果

- 御意見数：1 件*
- 御意見に対する考え方：別紙のとおり

* 御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙 1 のとおり 4 件。

原子力災害対策指針の改正案に関する提出意見とこれに対する考え方

番号	提出意見（原文）	考え方
1	別表の新旧対照表中の記載を縦書きとしたのは、なぜですか？原子力規制委員会のホームページで公開されている現行の「原子力災害対策指針 令和元年7月3日 原子力規制委員会」の当該箇所の記載は横書きであり、また別途意見募集がなされている、EALの見直しに係る告示案の別表の新旧対照表中の記載も横書きであるにもかかわらず。	御指摘の「原子力災害対策指針 令和元年7月3日原子力規制委員会」の正本は官報に掲載したものであり、当該部分は、縦書きで表記されています。また、これには、「第3 緊急事態応急対策」及び「(6) 核燃料物質等の輸送時の災害対策」の部分にそれぞれ枠線、下線は付されていないので、現行のとおりとします。(ホームページに掲載した原子力災害対策指針の体裁は、閲覧上の便宜のために工夫したものであり、内容については変更ありません。)
2	別表の改正前欄の1行目「第3 緊急事態応急対策」は枠で囲む必要があると思います。現行の「原子力災害対策指針 令和元年7月3日 原子力規制委員会」の記載のとおり。	
3	別表の改正前欄の3行目「(6) 核燃料物質等の輸送時の災害対策」は下線を付す必要があると思います。現行の「原子力災害対策指針 令和元年7月3日 原子力規制委員会」の記載のとおり。	
4	別表の改正後欄の8行目「・・・炉規法等に基づき、・・・原子力事業者等から運搬を委託された者、遅滞なく国等に対し必要な報告を行う・・・」について： 当該報告の法的根拠はどの法律ですか？お聞きする理由は、炉規法は根拠ではないと考えられるから。炉規法第63条、同法第64条には「原子力事業者等」は「原子力事業者等から運搬を委託された者を含む」ことが規定されているが、主務大臣等への報告を定めた同法第62条の3の「原子力事業者等」には「原子力事業者等から運搬を委託された者」を含むことは規定されていないので、同条の「原子力事業者等」に「原子力事業者等から運搬を委託された者」は含まれないと思います。また、炉規法第62条の3の「主務省令」である核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第25条においても、事故故障等の報告を課しているのは「法第五十七条の八に規定する原子力事業者等」であり、これには炉規法第26条で規定する「原子力事業者等から運搬を委託された者」は含まれないのは明らかであると思います。	当該部分は、「・・・炉規法等に基づき、・・・国等に対し必要な報告を行う」としているとおおり、炉規法第62条の3に基づく報告のみを対象とするものではなく、同法第64条に基づく警察官等への通報、防災基本計画や放射性物質安全輸送連絡会の取決め等に基づく関係機関への通報等を含むものとして規定しています。